

Jアラート設備更新工事

特記仕様書

令和8年10月

道志村

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本特記仕様書は、道志村（以下「発注者」という。）における全国瞬時警報システム（以下「J アラート」という。）設備の更新に伴い、必要な機器の調達、搬入、据付、設定、既設防災行政無線設備との接続、試験調整及び既設機器の撤去等を行い、J アラートから配信される緊急情報を確実に防災行政無線から住民へ伝達できる状態とすることを目的とする。

（発注者）

第 2 条 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1 道志村役場 総務課

（工事場所）

第 3 条 道志村役場 防災行政無線室（無線室）

（契約範囲）

第 4 条 本工事の範囲は、次のとおりとする。

- （１） J アラート受信設備の調達及び搬入
- （２） 必要な関連機器の調達及び搬入
- （３） 機器の据付、設定及び調整
- （４） 既設防災行政無線設備との接続及び連動設定
- （５） 既設設備との通信及び自動起動の確認
- （６） 総合的な動作試験及び調整
- （７） 操作説明
- （８） 完成図書等の作成及び提出
- （９） 既設 J アラート関連機器の撤去及び処分又は返却
- （１０） その他、本工事を完成させるために必要な作業

なお、機器構成及び方式については、発注者が求める機能及び性能を満たすものであれば、受注者の技術的提案によることを妨げない。

（履行期限）

第 5 条 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

詳細な作業日程については、発注者と協議の上決定するものとする。

（適用法令等）

第 6 条 受注者は、本工事の施工に当たり、関係する法令、条例、規則及び基準等を遵守すること。

また、J アラートについては、契約時点において適用される消防庁の全国瞬時警報システムに関する仕様、業務規程その他関係資料に適合するものとする。

主な関係法令等は、次のとおりとする。

- （１） 電波法及び関係法令

- (2) 電気通信事業法その他関係法令
- (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (4) 労働安全衛生法及び関係法令
- (5) Jアラートに関する消防庁の仕様書、要領等
- (6) その他、本工事に関係する法令及び基準

(機器構成)

第7条 機器構成及び数量は、原則として次のとおりとする。

項目	機器名称	数量	備考
1	Jアラート受信機	1台	新設
2	Jアラート自動起動関連装置	1式	新設
3	Jアラート情報表示・管理用機器	1式	必要な場合
4	印刷機器	1式	必要な場合
5	ネットワーク接続機器	1式	必要な場合
6	警報表示・報知機器	1式	必要な場合
7	無停電電源装置	1式	原則既設設備を活用

ただし、上記と同等以上の機能及び性能を有し、Jアラートの運用及び既設防災行政無線設備との連携に支障がない構成であれば、機器構成の変更を認めるものとする。

(基本的要求性能)

第8条 納入するJアラート設備は、消防庁から配信されるJアラート情報を適切に受信し、発注者が現在運用している防災行政無線設備と連携して、必要な情報を自動的に伝達できるものとする。また、Jアラートの運用に必要となる設定、情報表示、状態確認、履歴確認その他必要な機能を有するものとする。

第2章 業務内容

(Jアラート受信機)

第9条 Jアラート受信機は、次の機能を有すること。

- (1) Jアラートで配信される国民保護情報、緊急地震速報、津波情報、気象情報その他発注者が必要とする情報を受信できること。
- (2) 発注者が使用する通信回線その他の受信環境に対応できること。
- (3) 受信した情報を、既設防災行政無線設備を自動起動させるために必要な情報として出力できること。
- (4) 受信した情報の内容、受信日時、処理状況等を確認できること。
- (5) 受信障害、通信障害その他の異常を確認できる機能を有すること。
- (6) 消防庁が定めるJアラートに関する仕様等に適合すること。

（自動起動機能）

第 10 条 J アラート受信機は、次の自動起動機能を有すること。

- （１）J アラートから受信した情報に応じて、既設防災行政無線設備を自動的に起動できること。
- （２）発注者が設定する情報種別及び放送条件に応じて、適切な放送を行えること。
- （３）国民保護情報等の緊急情報について、必要な情報を迅速に防災行政無線へ伝達できること。
- （４）必要に応じて、発注者が指定する情報種別ごとに放送条件を設定できること。
- （５）既設防災行政無線設備との連携に必要なインターフェース及び通信機能を有すること。
- （６）既設設備の構成及び仕様を踏まえ、正常に連動するよう設定及び調整を行うこと。

（情報表示・管理機能）

第 11 条 J アラートの運用に必要な情報を、受注者が納入する機器又は既設設備により確認できること。必要な機能は次のとおりとする。

- （１）受信情報の表示
- （２）受信日時等の履歴確認
- （３）設備の稼働状態の確認
- （４）必要な設定情報の確認及び変更
- （５）異常発生時の確認
- （６）その他、J アラートを適切に運用するために必要な機能

なお、これらの機能を実現するためのコンピュータ、ディスプレイ、記憶装置等の具体的な構成は、受注者の提案によるものとする。

（印刷機能）

第 12 条 J アラート受信情報等について、必要に応じて印刷又は電子的に保存できること。

印刷装置を設置する場合、その機種、方式、接続方式等については、必要な機能を満たす範囲で受注者の提案によるものとする。

（ネットワーク接続）

第 13 条 J アラート受信機は、次のネットワーク接続を有すること。

- （１）J アラート関連機器間の通信に必要なネットワーク機能を有すること。
- （２）既設ネットワークを使用する場合は、発注者と協議の上、必要な設定を行うこと。
- （３）ネットワーク接続に必要となる機器、ケーブルその他の付属品については、本工事に含むものとする。
- （４）通信方式、通信速度、端子形状その他の詳細な仕様については、必要な機能及び既設設備との互換性を満たすものとし、特定のメーカー又は製品に限定しないものとする。

（警報表示・報知機能）

第 14 条 警報表示・報知機器を設置する場合は、J アラートの受信又は異常発生等を、職員が容易

に確認できるものとする。表示方式、色、点滅方式、音声又はブザー等の具体的な方式については、必要な機能を満たす範囲で受注者の提案によるものとする。

（電源及び停電対策）

第 15 条 J アラート受信機は、次の電源及び停電対策をすること。

- （１）既設の電源設備及び無停電電源装置を利用する場合は、既設設備の容量及び仕様を確認した上で接続すること。
- （２）停電時においても、既設無停電電源装置の仕様の範囲内で、必要な設備の運用を継続できること。
- （３）停電時に設備を安全に停止する必要がある場合は、設備の仕様に応じて適切な停止処理を行うこと。
- （４）電源容量等に不足がある場合は、発注者と協議の上、必要な対策を行うこと。

（既設防災行政無線設備との接続）

第 16 条 既設防災行政無線設備との接続をすること。

- （１）受注者は、既設防災行政無線設備の仕様及び構成を事前に確認すること。
- （２）J アラート設備と既設防災行政無線設備を接続し、J アラート受信時に所定の自動起動及び放送が行われるよう設定すること。
- （３）接続に必要な設定変更、機器、ケーブルその他の作業については、本工事に含むものとする。
- （４）既設設備に対する変更が必要となる場合は、事前に発注者へ説明し、承認を得ること。
- （５）既設防災行政無線設備の機能を損なわないよう施工すること。

（既設設備の調査）

第 17 条 受注者は、施工に先立ち、既設 J アラート設備及び防災行政無線設備の構成、接続状況、電源、ネットワークその他必要な事項を確認すること。調査の結果、本仕様書に定める方法では接続できない事項が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し、協議すること。

（設置・施工）

第 18 条 設置・施工は次のとおりとする。

- （１）機器の設置位置及び設置方法は、発注者と協議の上決定すること。
- （２）搬入、据付及び施工に当たっては、施設及び既設設備を損傷しないよう十分注意すること。
- （３）既設の配線、電源設備等を利用できる場合は、これを活用すること。
- （４）新たに必要となるケーブル、接続部品、変換部品その他の付属品は、本工事に含むものとする。
- （５）施工に伴い既設設備の設定変更等が必要となる場合は、発注者と協議の上実施すること。

(セキュリティ対策)

第 19 条 J アラート設備及び関連機器について、必要なセキュリティ対策を講じること。

特に、ネットワークに接続する機器については、発注者と協議の上、不要な通信機能の停止、アクセス制御、認証その他必要な対策を行うこと。なお、具体的な対策については、機器の仕様及び発注者の情報セキュリティポリシーを踏まえて協議するものとする。

(試験及び調整)

第 20 条 機器の設置及び設定完了後、次の試験及び確認を行うこと。

- (1) J アラート情報の受信確認
- (2) 受信情報の正常な処理確認
- (3) J アラート設備と防災行政無線設備との連動確認
- (4) 自動起動確認
- (5) 放送動作確認
- (6) 設備の状態表示及び異常表示の確認
- (7) 必要な通信確認
- (8) 電源及び停電時の動作確認
- (9) その他、正常な運用に必要な試験

試験に必要な機器、測定器、試験要員等は受注者が準備するものとする。

(全国一斉情報伝達試験等への対応)

第 21 条 本工事完了後に実施される J アラートの全国一斉情報伝達試験その他発注者が実施する動作確認において、設備が正常に動作するよう必要な設定及び調整を行うこと。

消防庁は、J アラートの正常動作を確認するため全国一斉情報伝達試験を実施しているため、これらの試験に支障なく対応できる状態とすること。

(撤去及び処分)

第 22 条 撤去及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 既設 J アラート関連機器について、発注者の指示に従い撤去すること。
- (2) 撤去した機器及び付属品について、発注者が返却を指定するものは、指定場所へ搬送すること。
- (3) 処分する機器等については、関係法令に従い適正に処分すること。
- (4) 撤去、搬送及び処分に必要な費用は、本工事に含むものとする。

(機器の条件)

第 23 条 機器の条件は、次のとおりとする。

- (1) 納入する機器は新品とする。
- (2) 納入する機器は、契約時点において一般に供給されている製品であり、J アラート設備として必要な信頼性及び耐久性を有するものとする。
- (3) 機器は、本仕様書に定める機能及び性能を満たすものであること。

- (4) 特定のメーカー、製品型番、通信方式、部品、端子形状等を指定するものではない。
- (5) 既設防災行政無線設備との接続に必要な機能及び互換性を有すること。

(同等品等)

第 24 条 本仕様書に記載した機能、性能等については、特定のメーカー又は製品を指定するものではなく、同等以上の機能及び性能を有する機器の採用を認めるものとする。ただし、既設設備との接続及び J アラートの正常な運用に支障がないことを条件とする。

同等品等を採用する場合は、入札時又は発注者が指定する時期までに、仕様、性能及び既設設備との接続方法が確認できる資料を提出すること。

(提出書類)

第 25 条 受注者は、次の書類を提出すること。

(1) 着手時

書類名	部数	備考
着手届	1 部	
実施工程表	1 部	
施工体制・連絡体制	1 部	
業務責任者届	1 部	必要に応じ経歴書を添付
納入機器一覧	1 部	カタログ等を添付
機器仕様書	1 部	仕様・性能が確認できるもの
その他発注者が必要と認める書類	必要部数	

(2) 完成時

書類名	部数	備考
完了届	1 部	
試験・調整結果	1 部	
作業・完成写真	1 部	電子媒体を含む
完成図書	1 部	電子媒体を含む
機器取扱説明書	1 部	紙又は発注者が認める電子媒体
設定内容等の資料	1 部	
その他発注者が必要と認める書類	必要部数	

(操作説明)

第 26 条 受注者は、機器引渡し時に、発注者の職員に対して機器の操作方法、設定方法、異常時の対応その他必要な事項について説明を行うこと。必要に応じて、操作説明資料を作成し提出すること。

(保守及び保証)

第 27 条 次のとおり保守及び保証をすること。

- (1) 納入機器について、メーカー等が定める保証期間を適用すること。
- (2) 保証期間内に、受注者の責に帰すべき事由による不具合が発生した場合は、受注者の負担により速やかに対応すること。
- (3) 保証及び保守の具体的な内容については、契約時に明示すること。
- (4) 保守契約を別途締結する場合は、その内容及び費用を明示すること。

(進捗管理)

第 28 条 受注者は、発注者と必要な打合せを行い、工程及び作業内容について適切に管理すること。
打合せを行った場合は、必要に応じて議事録を作成し、発注者へ提出すること。

(資料の貸与)

第 29 条 発注者は、本工事の実施に必要な範囲で、保有する既設設備の資料等を受注者に貸与することができる。受注者は、貸与された資料を適切に管理し、本工事終了後、速やかに返却すること。

(秘密の保持)

第 30 条 受注者は、本工事の遂行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
特に、Jアラート設備及び防災行政無線設備の設定情報、ネットワーク情報その他セキュリティに関する情報については、適切に管理すること。

(損害賠償)

第 31 条 受注者の責により、施設、既設設備その他に損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担において原状回復その他必要な措置を行うこと。

(仕様変更)

第 32 条 本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、事前に発注者と協議し、承認を得ること。
軽微な変更については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(検査及び引渡し)

第 33 条 本工事完了後、受注者は完成書類を提出し、発注者の検査を受けること。
検査の結果、補修、調整又は是正が必要と認められた場合は、受注者の負担により速やかに対応し、再度検査を受けること。検査に合格した時点をもって、引渡しとする。

(請求)

第 34 条 請求方法については、契約書その他発注者が定めるところによる。

(その他)

第 35 条 その他、次のとおりとする。

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定す

る。

- (2) 受注者は、本仕様書のほか、契約書、関係法令、発注者の情報セキュリティポリシーその他関係する規程等を遵守すること。
- (3) 搬入、据付、調整、試験、撤去、処分等、本工事を完成させるために必要な費用は、特に明記するものを除き契約金額に含むものとする。
- (4) 本仕様書において「同等以上」としている事項については、Jアラートの正常な運用及び既設防災行政無線設備との連携を損なわないことを条件とする。
- (5) 受注者は、本工事の実施に当たり、既設設備への影響を最小限にするよう努めること。
- (6) 本仕様書に記載されていない機器の内部構造、CPU、メモリ容量、記憶媒体の種類、端子形状、通信速度等については、必要な機能及び性能が確保される限り、受注者の提案によるものとする。